

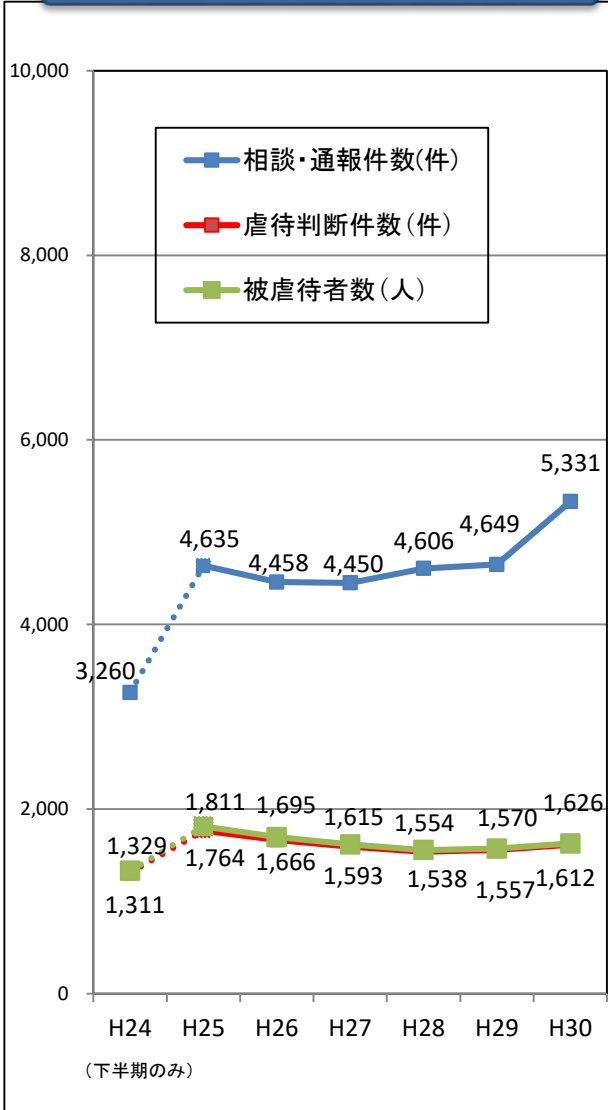
障害者虐待防止に係る取組の更なる 推進について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

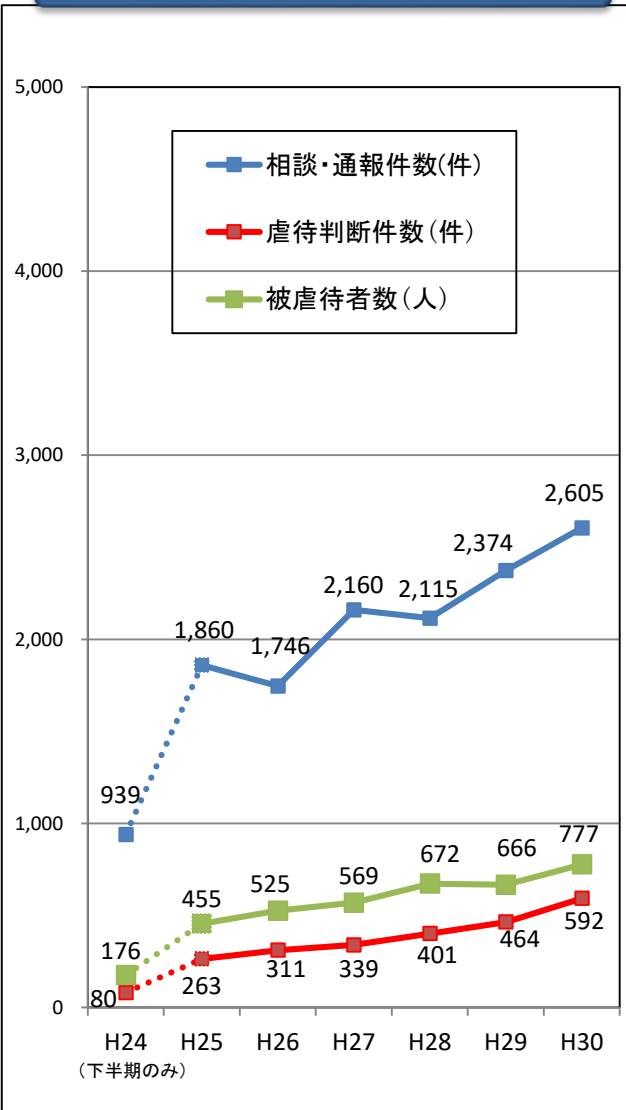
障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

注:平成24年度のデータは下半期のみであり、経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。

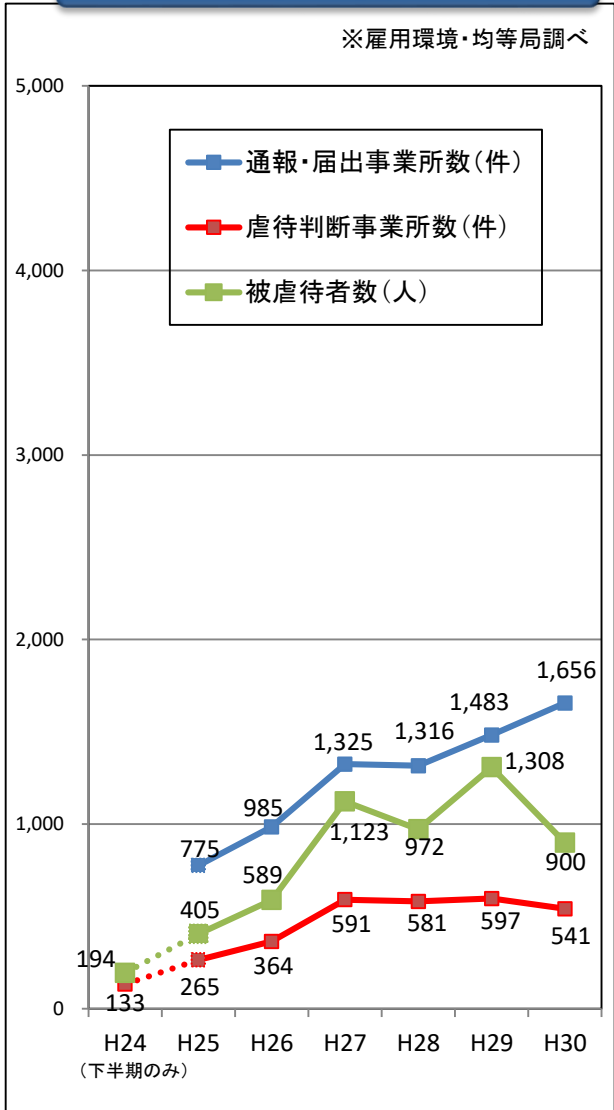
養護者による障害者虐待



障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



令和2年度における障害者虐待防止法に係る取組について

(障害者虐待防止に係るこれまでの取組について)

- ・ 障害者虐待防止法が平成24年に成立し、その後、学校等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方等について、検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講ずるという障害者虐待防止法制定時の検討規定(附則第2条)に基づき、平成29年度に有識者による検討を行った。(第91回障害者部会にも報告)
- ・ これに加えて、平成29年度の検討結果や障害者虐待件数の増加、関係団体・学会からの体制強化に関する意見なども踏まえ、今年度、以下の取組を行う予定。

○「障害者虐待の防止と対応の手引き」の改訂

(主な改訂内容)

- ・ 養護者、障害者福祉施設従事者、使用者ごとの障害者虐待類型について例示
- ・ 「虐待防止ネットワーク」「養護者虐待対応・支援のポイント」について記載を充実
- ・ 社会福祉士と弁護士がチームとして助言を行う「虐待対応専門職チーム」の活用について追記
- ・ 死亡等の重篤事案についての自治体での検証の実施について追記
- ・ 通報及び通報者保護、虐待を防止する組織体制の整備、身体拘束について記載を充実

○障害者虐待防止・権利擁護研修について

- ・ 国研修について受講対象者を学校、保育所等、医療機関等の関係者に拡大
- ・ 都道府県研修についても受講対象者を学校、保育所等、医療機関等の関係者にも拡大するよう依頼
- ・ 国研修の研修プログラムについて、平成30年度から令和元年度にかけて厚生労働省科学研究において新たな研修プログラムを開発し、令和2年度の国研修から新カリキュラムでの研修を実施
- ・ その他、国の行政機関職員向けの障害者雇用に関する研修において障害者虐待防止に関する講義の実施を検討

○令和2年度障害者総合福祉推進事業

「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」を実施

本研究では、障害者虐待防止法に規定されている、学校、保育所等、医療機関での障害者虐待のいわゆる間接的防止措置として求められる対応内容について調査研究を実施

○予算

平成30年度、令和元年度の経済財政運営と改革の基本方針において、「関係機関の専門性の向上や連携の強化・体制の整備を図る。」こととされており、引き続き、令和3年度概算要求における対応を検討中。

目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

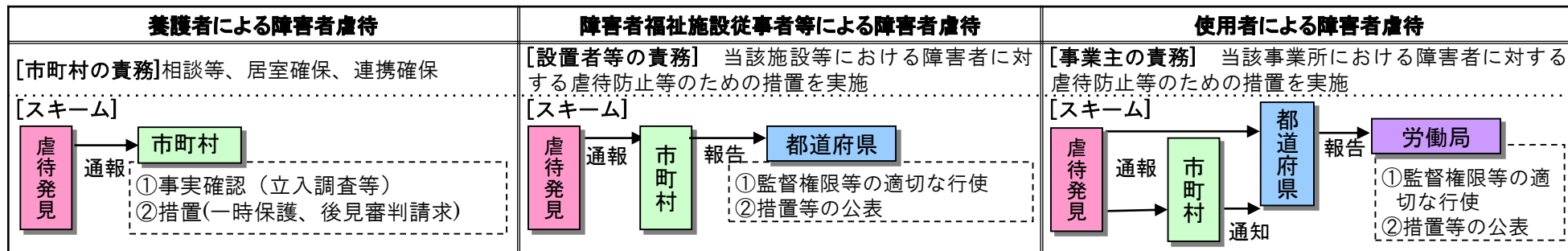
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

検討

附則第2条

政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。